

「イラスト」著作権等侵害差止等請求事件：東京地裁平成 27(ワ)15005・平成 28 年 1 月 21 日（民 46 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

「怪獣ウルトラ図鑑」の復刻版書籍の発行、「イラスト」の著作権（複製権）、著作者人格権（氏名表示権）の侵害、公正な慣行

【事案の概要】

本件は、別紙イラスト目録記載のイラスト（以下「本件イラスト」と総称する。）の著作者であると主張する原告が、被告に対し、被告による本件書籍の複製等が本件イラストに係る原告の著作権（複製権）及び著作者人格権（氏名表示権）を侵害すると主張して、著作権法 112 条に基づき本件書籍の複製の差止め及び廃棄等を、同法 114 条 3 項、民法 709 条に基づき損害賠償金 737 万円及びこれに対する不法行為の後（訴状送達日の翌日）である平成 27 年 6 月 11 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める訴訟である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告 A は、昭和 40 年頃から各種イラストを創作して雑誌、図鑑等に掲載しており、現在もイラストレーターとして活動している。（甲 1）
イ 被告（株式会社復刊ドットコム）は、書籍、雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、製作、発行及び販売等を業とする株式会社である。

(2) 原告の著作権

原告は、本件イラストの著作者である（別紙イラスト目録記載 6、8 及び 9 の各イラストにつき甲 23、25、26。その余のイラストにつき当事者間に争いなし。）。

(3) 本件書籍の発行

被告は、平成 24 年 3 月 30 日、本件書籍を発行した。本件書籍は、株式会社秋田書店が発行した「写真で見る世界シリーズ カラー版 怪獣ウルトラ図鑑」（昭和 43 年 5 月 30 日発行。以下「原書籍」という。）の復刻版であり、本件イラストが掲載されている。また、2 ページの目次の左側に「さし絵」と記載された欄があり、その中に原告の氏名が記載されているが、本件イラストが掲載された各ページには著作者の氏名の表示はない。（甲 16）

2 争点

- (1) 本件書籍発行についての原告の許諾の有無
- (2) 原告の許諾についての錯誤の有無
- (3) 本件書籍における氏名表示権侵害の有無

(4) 損害額

【判 断】

1 争点(1)(本件書籍発行についての原告の許諾の有無)及び(2)(原告の許諾についての錯誤の有無)について

(1) 後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被告においては、編集長のB(以下「B」という。)が本件書籍の発行を担当していた。Bは、平成24年1月頃、原告に対し、本件イラストを掲載した本件書籍を発行することを伝えた。Bは、同年2月3日、原告に対し、本件書籍が原書籍の復刻版であることその他の本件書籍の仕様、発行時期等を記載した上で、本件イラストの復刻使用料として1万円を支払うとの申出をし、この使用料の振込先を教示願いたい旨の電子メールを送信した。(乙1)

イ 原告は、同月5日、Bに対し、原告名義の普通預金口座を振込先として指定し、これに続けて「以上宜しくお願い致します。」と記載した電子メールを返信した。(乙2)

ウ 被告は、同年5月7日頃、原告に対し、1万円を上記口座に振り込んで支払った。また、原告は、その頃、被告から本件書籍の送付を受けた。(乙4)

エ 原告は、平成26年6月頃、Bに対し、本件イラストの権利処理について説明を求めた。Bが上記ア～ウの経緯を説明したところ、原告は、同月26日、Bに対し、「今回 2年前に復刊ドットコム様には承諾した事は認識しております。」としつつも、原書籍を見た記憶がなく、原書籍の発行元である株式会社秋田書店の担当者に対して疑問や不満を抱いている旨を伝える電子メールを送信した。(乙4)

(2) 上記認定事実によれば、原告は、被告が本件書籍の内容を説明して本件イラストの使用料の支払を申し出たのに対し、その振込先を伝えたものであり、さらに、本件書籍の発行を承諾したことをその2年後にも認識していたのである。そうすると、原告は、遅くとも振込先を伝えた時まで、本件書籍の内容とこれに本件イラストが掲載されていることを理解した上で、本件書籍の発行を承諾する意思表示をしたものであって、この点につき原告に錯誤があるとは認められないと判断するのが相当である。

(3) これに対し、原告は、①原書籍を見たことがなく、その閲覧を被告の担当者が拒んだことから、本件書籍の発行についての許諾を留保した、②上記(1)の電子メールは振込先を伝えた事実を確認したものにはすぎないとして、本件書籍の発行を許諾したことを否定する。

そこで判断するに、上記①については、本件書籍の発行の許諾が原書籍についての許諾を必ずしも前提しないこと、原告による原書籍の閲覧を被告担当者が拒む理由が見当たらないことに加え、仮に許諾を留保しているのであれば、

使用料の振込先を伝える際に、許諾を留保する旨を併せて告げることに支障はないと考えられるのに、原告が何らの留保なく振込先の預金口座を伝えていることからすれば、原告の主張に係る事実を認めることはできない。また、上記②については、本件書籍の発行を許諾しないまま振込先を伝えることを「承諾」と表現すること自体が不自然であると解される。

したがって、原告の上記各主張はいずれも採用することができない。

(4) 原告は、また、仮に許諾があったと認められるとしても錯誤がある旨主張する。そこで判断するに、この点に関する原告の主張は、本件イラストの掲載に当たり原告名が表示されていないことが分かっていたらば許諾をしなかったなどというものであって、意思表示の動機に錯誤があった旨の主張と解される。ところが、本件の関係各証拠上、上記の動機が表示されていたことはうかがわれなから、原告の主張は失当と解すべきである。

2 争点(3) (本件書籍における氏名表示権侵害の有無) について

(1) 本件書籍には、前記前提事実(3)のとおり、目次の左側に原告名が記載されているが、イラストごとに著作者名の表示はない。原告は、イラストの付近に原告名が表示されていないことが、氏名表示における公正な慣行に従っておらず、氏名表示権を侵害する旨主張する。

そこで判断するに、前記前提事実(3)に加え、証拠(個別に摘示するほか、甲16)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件書籍は、テレビ番組「ウルトラセブン」及び「ウルトラマン」に登場する主人公、武器、怪獣等を専ら子供向けに紹介する図鑑であり、本文は約170ページで、ほとんどのページにイラスト又は写真が掲載され、これに説明文が付されている。本件イラストは、本件書籍中21ページにわたり掲載されており、見開きページのほぼ全体を占めるもの、ページの下部に小さく表示されたものなどがある。

イ 本件書籍には、目次のページの「さし絵」欄に原告を含む6名の氏名が列記されているが、本件イラスト及びその他のイラストのいずれについても、イラストが掲載されたページ内又はその付近に当該イラストの作成者の氏名が記載されたものはない。

ウ 本件書籍は昭和43年5月30日に初版が発行された原書籍(乙5)をほぼそのまま復刻したものであり、本件書籍における上記イのイラスト作成者の表示方法は、原書籍におけるものと同様である(なお、昭和53年9月30日発行の原書籍の24版(甲34)には、目次のページに上記「さし絵」欄の氏名の記載がないが、これが初版と異なるものとされた事情は本件の証拠上明らかでない。)

エ 本件イラストは、原書籍の発行以前に他の雑誌に掲載された原告のイラストをそのまま、又はレイアウトを一部修正するなどして、本件書籍に使用したものである。上記雑誌に掲載された際、原告の氏名は、当該イラストの付近に記載される場合(別紙イラスト目録記載1～7、10～13の各イラスト)

ト)と、雑誌の最終ページに「絵」として他のイラスト作成者の氏名と列記される場合(同8及び9の各イラスト)があった。(甲18~30)

(2) 上記事実関係によれば、本件イラストは、原告以外の者が作成したイラスト及び記述した文書と共に本件書籍の一部を構成するにとどまるのであって、復刻版である本件書籍の元となった原書籍の作成に当たり、その素材として、既に雑誌に発表されていた原告作成のイラストが使用されたものとみることができる。そうすると、本件書籍のような複数の者のイラストが掲載されている書籍において、その作成者の氏名をイラストごとに個別に表示することを省略し、これを特定のページにおいてまとめて表示することが公正な慣行に反するということはできず、氏名表示権を侵害することはないと判断するのが相当である。

(3) これに対し、原告は、雑誌の「特集ページ」に掲載されていた本件イラスト付近にあった原告名を抹消したことなどから、氏名表示権の侵害がある旨主張するが、以上に説示したところに照らし、これを採用することはできない。

3 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、いろいろなマンガ的イラストの著作者が原告として、彼が創作したイラストを、被告書店が無断で掲載した書籍を発行した行為に対し、著作権法112条に基づく本件書籍の複製の差止等を、法114条3項、民法709条に基づき損害賠償金等の支払いを求めた事件である。

争点(1)は本件書籍発行についての原告の許諾の有無、争点(2)は原告の許諾についての錯誤の有無についてである。

2. しかしながら、裁判所の事実認定では、原告においては、被告が本件書籍の内容でイラストの使用料の支払いのための振り込み先を伝えているし、本件書籍の発行を承諾したことはその2年後でも認識していたのであるから、本件書籍の発行を承諾する意思表示をしたことになるし、また原告に錯誤があるとは認められないと判断するのが相当であるとしたのである。

3. 次に、争点(3)として、本件書籍における「氏名表示権」侵害の有無については、本件書籍のような複数の者のイラストが掲載されている書籍においては、「その作成者の氏名をイラストごとに個別に表示することを省略し、特定ページにまとめて表示することが公正な慣行に反するということはでき」ないから、氏名表示権を侵害することはないと判断するのが相当であると裁判所は判断したが、原告は割り切れないものを感じるのでないか。

判決文に添付されている〔イラスト目録〕を見ると、1～13の番号に各イラストの題名は記載されているが、著作者の氏名は記載されていない。それはなぜか。誰でも知っているから、あえて省略したというのだろうか。

しかし、そのようなことは理由にはならないし、慣行ともいえないのである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

〔 書 籍 目 録 〕

題 号 カラー版怪獣ウルトラ図鑑 [復刻版]
著 者 C
発 行 者 D
発 行 所 株式会社秋田書店
発 売 元 被告
発行年月日 平成24年3月30日 初版発行
平成25年2月28日 5刷発行

(別紙)

〔 イ ラ ス ト 目 録 〕

- 1 ウルトラセブンの必殺わざ総まくり
- 2 これが地球防衛軍だウルトラホーク出動せよ!
- 3 ウルトラ警備隊の戦闘兵器ウルトラホーク1号
- 4 ウルトラ警備隊のていさつ兵器ウルトラホーク3号
- 5 ウルトラ警備隊の宇宙兵器ウルトラホーク2号
- 6 これが地球防衛軍だこれがひみつ地下基地だ!
- 7 ペガッサ星人のマンモス宇宙都市
- 8 ガマクジラ
- 9 ペスター
- 10 金食い怪獣カネゴン
- 11 シャプレー星人の円盤
- 12 ベル星人の円盤
- 13 カネゴンのアイディア工作法